



アスベストドットコム
Asbestos.com

アスベスト事前調査採取分

令和4年4/1～アスベストに関する大気汚染防止法が改正されました。

アスベストの報告を怠ると、大気汚染防止法に基づき、**30万円以下の罰金**を課せられます。

また、アスベスト除去などの措置義務に違反すると**3ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金**となります。



当社が行う主なサービス

- アスベスト サンプル採取
建築物石綿含有建材調査者による
分析サンプル採取をします。
※2023年10月より有資格者のみ採取可能
- アスベスト 含有調査
専属の分析スタッフによる高精度・迅速な
含有分析をします。
- アスベスト 分析報告書作成
アスベスト含有結果報告を作成します。
メール・FAX 対応による迅速な対応をします。
- 関係機関への書類代行提出
県庁・市役所・労働基準監督署への提出先
が異なります。補助金申請業務も当社で一括

事前調査・採取・分析

● 事前調査料 <結果報告書作成含む>

※延床面積によって変動します

木造住宅：¥40,000(税抜)～

鉄骨造(S造)・鉄筋コンクリート造(RC造)：¥60,000(税抜)～

～ 1 検体の場合～

● アスベスト サンプル採取料

※複数採取の場合は要相談

富山市：¥10,000(税抜)

射水市・高岡市・立山町・上市町・舟橋村・滑川市・魚津市：¥15,000(税抜)

氷見市・小矢部市・砺波市・南砺市・黒部市・入善町・朝日町：¥20,000(税抜)

● アスベスト 含有分析調査料

富山県内一律：¥25,000(税抜)

【アスベストドットコム】 〒930-1315 富山市中番 151

株式会社 誠栄工業

TEL : 076-464-4244

FAX : 076-464-4246